



文部科学省

令和8年度 地域と学校の連携・協働体制構築事業 担当課説明会

令和8年1月28日（水）

- 1．令和8年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の実施について**
- 2．令和7年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」実績報告及び令和8年度交付申請について**
- 3．その他関連する取組について**
- 4．参考資料**

1. 令和8年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 の実施について

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和8年度予算額（案）

（前年度予算額

71億円

71億円）



現状・課題

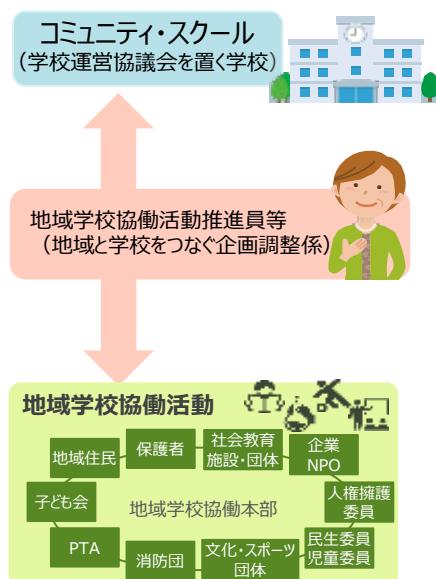
- 予測困難なこれからの中では、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す。**
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

（事業実施期間：平成27年度～）

交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
【参考】予算補助を受ける自治体
R5:1,366自治体 R6:1,374自治体 R7:1,376自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数
R5:31,125人 R6:32,675人 R7:33,172人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（地域の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（家庭の課題）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R7:22,693校

【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R7:22,009校

【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム（成果目標）

地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成

【参考】「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

○補助要件の改定

要件1から要件3までのいざれも満たすこと

要件1：コミュニティ・スクールの導入促進

以下の①又は②のいざれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校（公立幼稚園除く、以下同）の**40%以上で**コミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校に**令和8年度以降3年度以内に**コミュニティ・スクールの導入率を**40%以上にする具体的な計画**を有していること。

要件2：地域学校協働活動推進員の配置促進

地域学校協働活動推進員等を配置していること。**本補助事業の国庫補助金額（総額）が500万円以上となる地方自治体**にあっては、**本補助事業を活用して、地域学校協働活動推進員の配置に係る経費（謝金等）について本事業を活用し、一定額の予算措置を行うこと。**

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない
- 予算措置を行う地域学校協働推進員等の人数は地方自治体の実情に合わせて判断すること

要件3：地域と学校の連携・協働体制の構築等に係る経費の活用

都道府県、政令市及び中核市については、地域と学校の連携・協働体制の構築等の取組に係る経費のうち研修の実施に係る経費について、本事業を活用し、一定額の予算措置を行うこと。また、国庫補助額が500万円以上のその他の自治体についても同様とする。

○放課後子供教室の活動日数の上限について

放課後子供教室の活動日数は、現在、特に必要な場合に限り、200日を超える活動についても補助対象としていたが、令和8年度においては、**活動日数の上限を年間200日以内とし、200日を超える部分の活動については、補助対象外**とする。

学校における働き方改革を踏まえた活動の徹底について

令和7年6月に成立した学校の働き方改革推進に係る法改正（コミュニティ・スクールの根拠法の一部改正）を踏まえ、**令和8年度予算案では、地域住民・保護者等との協働による教員の業務負担軽減につながる活動への支援を拡充**しています。

拡充にあたり、働き方改革を踏まえた活動への積極的な経費計上をお願いします。

令和7年度から引き続き、**本経費に関しては、優先配分としますが、一方で他の経費への流用はできません。**

（事業計画に当たっては、学校における働き方改革担当課や、部活動担当課へ必ず共有いただき、予算活用を検討してください。）

また、積極的な活用を促すため、補助金仮申請内容精査後、個別の自治体に対し、本経費の活用に向けた指導・助言を行う予定です。

学校の働き方改革を踏まえた活動の例

- 授業準備・補助 ○部活動の補助・見守り ○学校行事の準備・運営

※スクールサポートスタッフのような期間を定めた任用行為は不要です。

- 教員の業務負担軽減に資する出前授業・外部講師の活用

- 放課後・夜間における校外の見回り

- 従来教員が担っていた不登校の児童生徒への対応

- 登下校の見守り ○朝の児童の見守り

etc.

**教員の業務負担軽減に繋がる活動
は積極的な経費計上を！！！**

東京都A市で行われている地域人材による部活動の支援内容

- ◆活動の見守り
- ◆大会の引率補助
- ◆広報等の資料作成
- ◆活動費の管理
(活動費や保険料の集金、必要物品の購入)

- ◆連絡調整
 - ・活動場所の確保のための連絡調整
 - ・練習日の生徒への連絡
 - ・コーチを務める外部の指導者への日程連絡や調整



上記の内容は

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（地域と学校の連携・協働体制構築事業）」
を活用することが可能です。

※上記の地域人材はあくまで部活動の補助的な支援を行う者であり、具体的な指導を行う者を充てることは想定していない。

【参考】

中学校の教師の年間を通じた部活動に係る月当たり平均在校等時間：約28.2時間
(うち、平日：約17.3時間 休日：約10.9時間)

地域学校協働活動推進員等の経費計上の目安

令和8年度から新たに補助要件として「国庫補助額が500万円以上の自治体については本補助事業を活用して地域学校協働活動推進員の配置に係る経費（謝金等）について、一定の予算措置を行うこと」を追加しますが、事業費の計上にあたっては、以下の点に留意してください。

地域学校協働活動推進員の活動内容

地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラム等の企画等を行う。

事業費計上の際の目安

- 例えば、「**謝金単価1,500円/時間・週2～3日・1日2時間勤務**」など自治体の実情に応じて適切な事業費を計上してください。

なお、これはあくまで目安ですので、自治体の実情に応じて、上記に比して単価や活動量が増減することは差し支えありません。

ただし、要件を満たすためだけの目的で、年間1回の活動とするなど、極端に少額で計上することのないようにしてください。

地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

これらの全ての役割を受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれが得意なことを生かしながらチームで地域学校協働活動推進に取り組むことも考えられます。

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・自治会、子ども会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

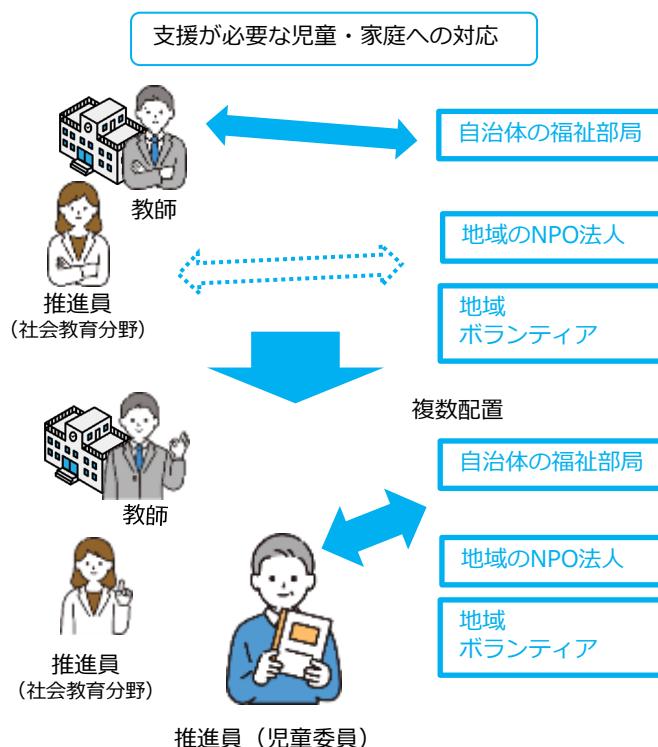
課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

複数配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて
当該分野の専門性をもつ推進員を複数配置する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として複数配置する

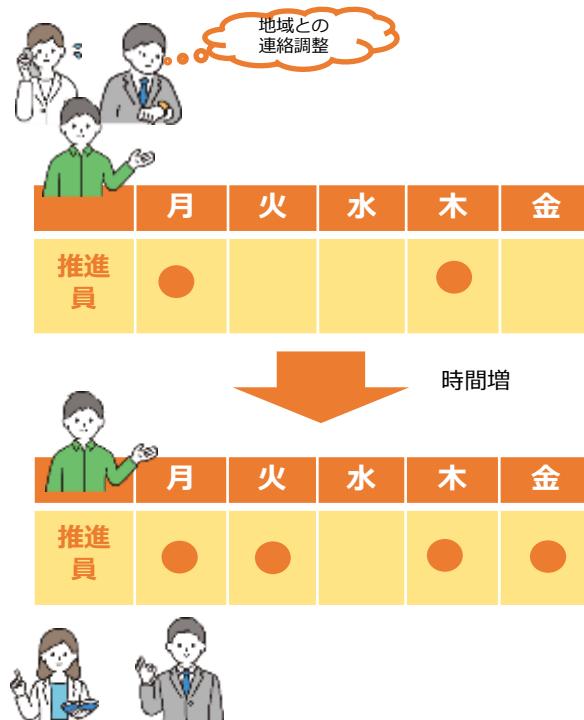


活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

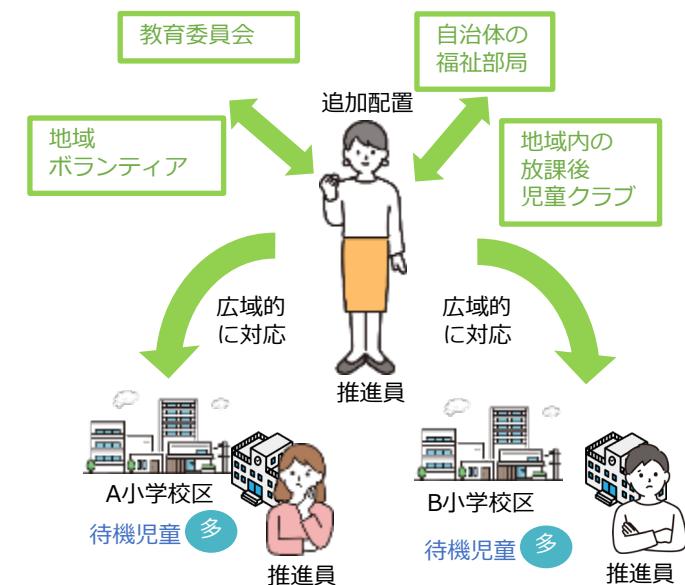


広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて**広域的な対応を専門にする推進員を追加配置する**

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間で広域的につなぐ推進員を配置する



コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関する 研修内容（例）

【対象者】

学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員、ボランティアとして参画する地域住民・保護者、教職員

講義



外部有識者、行政担当者等の話を聞き、活動に関する知見を深める

【講義内容例】

- ・CS委員、地域コーディネーターの役割
- ・コーディネートの技能・手法について

グループワーク

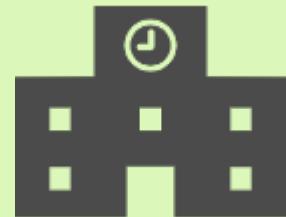


活動内容や課題の共有、特定のテーマに関する意見交換を行う

【グループワーク内容例】

- ・学校、子供を取り巻く諸課題
- ・各コミュニティ・スクールの活動共有

視察



他地域・都市の取組を実際に見て学び、自身の取組に活かす

放課後子供教室、地域学校協働本部の活動を参観も実施

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

令和8年度 文教関係地方財政措置

◇学校運営協議会委員報酬等

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）について、普通交付税として措置（※）。

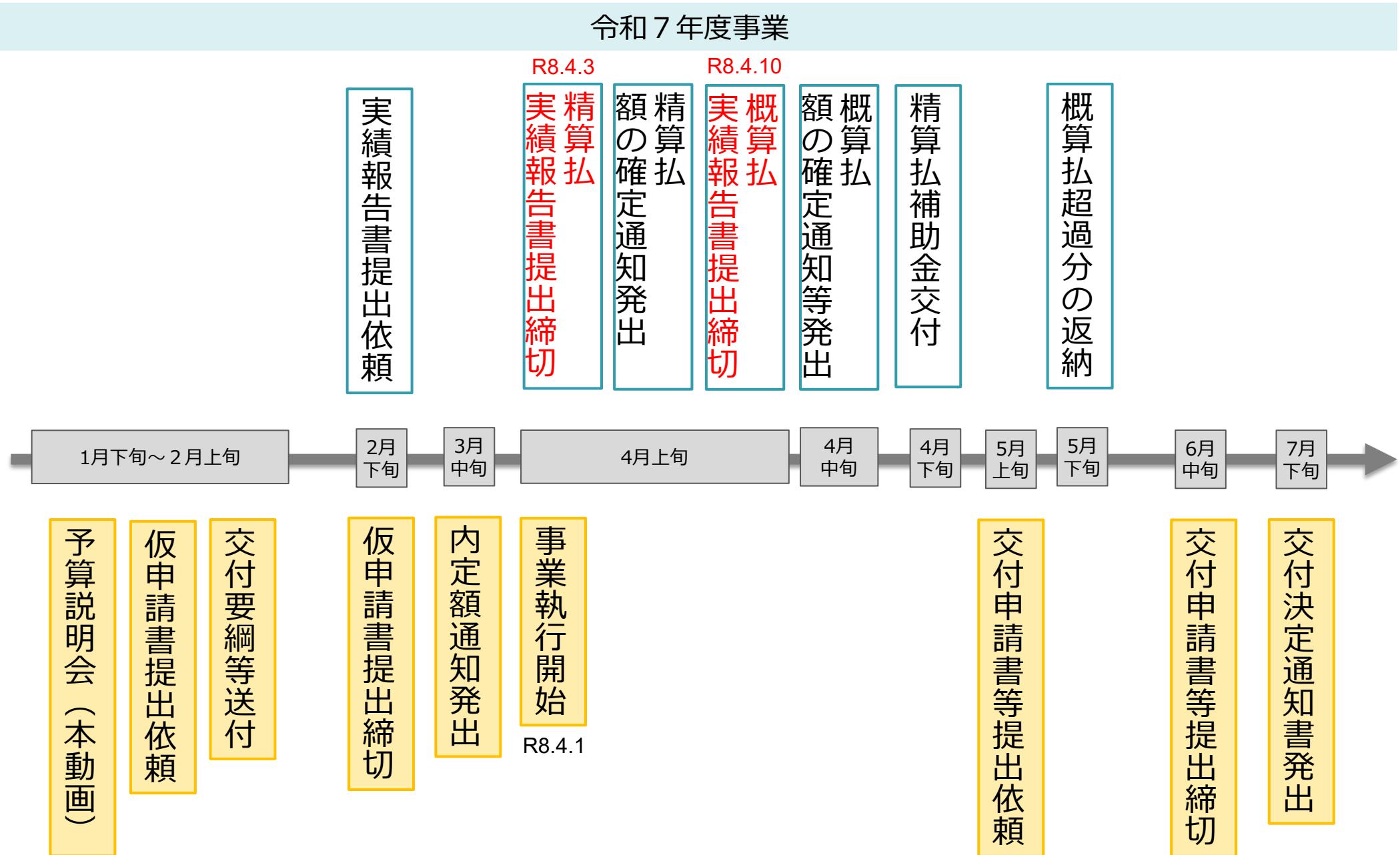
※ 「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」の結果に基づき措置

【注意】

学校運営協議会委員の報酬は「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の補助対象外です！！

2. 令和 7 年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 実績報告及び令和 8 年度交付申請について

実績報告・仮申請・交付申請のスケジュール（予定）



令和8年度事業

実績報告・仮申請・交付申請の方法

- 交付要綱で定める様式は、Word又はExcel様式で提出
- 令和7年度事業までは、EduSurvey（文部科学省Web調査システム）への入力とExcel様式の提出を併用していたが、Excel様式のみの提出に変更。
※今後のEduSurveyの利用については、システムの改善を図りながら、引き続き検討を行う。

実績報告における留意点

- 精算払は4/3（金）、概算払は4/10（金）が提出期限
- 令和7年度事業の交付申請時に、コミュニティ・スクールを導入しておらず、導入計画もない自治体は、**令和7年度に策定した導入計画を提出**すること。なお、導入計画の内容については、令和7年度実施要領Q&Aを参照すること。
- 不用額の**具体的な発生理由**を国へ報告
- 目標の達成状況について効果検証を行い、結果を国に報告するとともに、目標と併せて公表すること。
- 複数の自治体に対して証拠書類の提出を依頼

実績報告・仮申請・交付申請の方法等

仮申請における留意点

- 予算案に基づき、真に必要な金額で行うこと。
- 補助要件の改定につき、申請を行う際は補助要件を満たしているか今一度確認すること。
- 導入計画は仮申請時に提出も可。仮申請の際に内定額を通知していても、交付申請（本申請）時に計画の提出がない場合は、交付決定を行わない。
- 引き続き、成果目標や成果指標を設定し国に報告

補助対象経費について

- 補助対象外経費を計上したことによる返納案件が多発
→ 交付要綱、実施要領、実施要領Q&Aをよく確認すること。

不適切経理について

- 単純な事務誤りによる返納案件が多発
→ 交付要綱、実施要領、実施要領Q&Aを確認、実績報告書等提出前の確認を徹底
- 事業の一部を委託している場合において、証拠書類の確認等が不十分であったことによる返納案件が発生
→ 受託者に証拠書類の提出を求めたうえ、活動実績と齟齬がないかを確認し、提出を受けた証拠書類の保管を徹底すること。
- 不適切経理が明らかとなった場合は、全ての会計書類の提出を求める。

令和8年度事業の査定方針について

査定について

仮申請額が予算額を上回った場合、施策の推進の観点から、次の項目などにより査定を行う予定

優先配分項目 積極的な経費計上を！！

- ・ 地域と学校の連携・協働体制の構築の推進に係る経費（研修やCSアドバイザー、推進・運営員会に係る経費）
- ・ 地域学校協働活動推進員等の配置
- ・ 学校における働き方改革を踏まえた取組

査定項目

◆ 加点項目

- ・ コミュニティ・スクールの導入率
- ・ 地域学校協働活動推進員の委嘱割合、学校運営協議会委員への任命割合
- ・ 連携型、校内交流型の放課後子供教室の実施割合
- ・ 「本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標等」の内容
(EBPMの観点から、課題、取組内容、目標・指標の設定が適切か、ロジックの論理一貫性)

◆ 減点項目

- ・ 令和6年度事業の不用率

内定額の通知について

査定後、都道府県に対しては、間接補助自治体である市町村について算定した内定額をお知らせする予定

働き方改革を踏まえた活動に係る経費についても金額の提示を行う。間接補助自治体への配分額が各自治体の働き方改革を踏まえた活動に係る経費を下回ることがないよう、調整を行うこと。

第1回説明会（1月9日）後の質疑について

多くあったお問い合わせ

働き方改革を踏まえた活動に係る経費

Q：働き方改革を踏まえた活動に係る経費が他の経費との流用が認められないとは具体的にはどういうことか。

A:令和7年度までは、自治体への額の通知は全体額のみで、体制構築事業間での経費の流用が可能でした。

令和8年度の事業実施においては、**働き方改革を踏まえた活動に係る経費のみ他の経費への流用は認めません。**内定額を通知する際も、本経費の金額を通知します。なお、他の経費から、働き方改革を踏まえた活動に係る経費へ流用することは差し支えありません。

地域学校協働活動推進員等の配置に係る経費

Q：国庫補助額が500万円以上の自治体については「一定額の予算措置」が必要とのことだが、具体的にはどういった経費か。金額に指定はあるのか。

A:地域学校協働活動推進員等の配置に当たって必要となる謝金を計上していただくことを想定しています。謝金を支出する人数や日数、単価に係る制限は設けませんので、各自治体の実情に基づき必要な経費を計上してください。

ただし、**要件を満たすためだけの目的で、年間1回の活動とするなど、極端に少額で計上することのないようにしてください。**

(スライド7 参照)

放課後子供教室の活動日数について

Q：200日を超える部分の活動経費について、消耗品費、備品費、保険料といったような、諸謝金及び旅費以外の経費について、放課後子供教室を201日以上実施した場合、按分等により補助対象経費を算出する必要があるのか。

A:放課後子供教室の実施に当たって必要となる消耗品等については、例えば保険料など明らかに200日を超えた部分のものと区別ができる経費については、補助対象経費から除外してください。

3．その他関連する取組について

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R8年度予定

開催地	期日	会場等	主催
群馬県	7月31日（金）	Gメッセ群馬 (WEB配信併用)	・文部科学省 ・群馬県教育委員会
京都市	11月14日（土）	国立京都国際会館 (WEB配信併用)	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・京都市教育委員会

R7年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
千葉県	8月2日（土）	台風接近により中止 ※後日動画配信	2040年の未来を拓くコミュニティ・スクール ～地方創生の鍵を握る産学官連携～	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市 (宮城県)	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス (WEB配信併用)	多様なつながりの中で 共に学び支え合う 社会の実現に向かって	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R6年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 (WEB配信併用)	学校と地域で高め合おう！ 子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活 動の一体的な取組を通して～	文部科学省、山梨県教育委員会、
金沢市 (石川県)	11月8日（土）	金沢市文化ホール (WEB配信併用)	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活 動の一体的な取組を通して～	全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省、金沢市教育委員会
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂	コミュニティ・スクールの “これまで”と“これから”	文部科学省

群馬県及び京都市で開催される「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」への参加旅費は補助対象

事務連絡

- 今回説明した内容に関する質問は、次のURLから質問受付フォームにアクセスし、入力の上送信してください。（1月9日説明会のフォームと同じ）
<https://forms.office.com/r/Kk4JY8hqme>
- 学校を核とした地域力強化プランの他の事業につきましては、本説明会以降に事業説明動画を文部科学省公式YouTubeにて公開いたします。
※資料の掲載のみの事業もあります。

4. 參考資料

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の待遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引き上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 納特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の待遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい待遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。
幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、待遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 納特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた待遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 納特法第3条、第5条関係

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 修正の概要

一 1箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設 【改正法附則第3条関係】

- 1 政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減すること目標とし、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 教育職員1人当たりの担当する授業時数を削減すること
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
 - ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置
- 2 「1箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第7条第1項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。
 - ① 1箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
 - ② 給特法第6条第3項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置の新設 【改正法附則第4条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和8年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設 【改正法附則第5条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他 【改正法附則第6条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第6条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

大臣指針

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育 職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年文部科学省告示第114号 ※令和7年9月25日改正)(抜粋)

第1章 総則

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

学校又は教師(教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。)、指導教諭、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。)、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の業務の3分類(次のイからハまでの分類をいう。)を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、**学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。**(後略)

イ 学校以外が担うべき業務(次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。)について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとすること。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

(中略)

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとすること。

(後略)

学校と教師の業務の3分類

- 教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教員以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教員は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	★: 実施率（※1）が80%以上の項目 ▲: R5調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	47.4%▲ ★85.0%			73.0%▲	72.6%▲
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	38.3%▲	45.0%▲	44.9%▲	44.7%▲	
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	68.1%	70.0%▲	45.9%	46.7%	
④地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	38.3%▲	70.0%▲	50.7%	50.6% %	

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

学校・学校運営協議会の取組

- ◆学校運営協議会において、**学校における働き方改革に関するテーマ**について、熟議。
教職員を交えた拡大学校運営協議会でも取り扱っており、**継続的・重点的に取り組んでいる**。
→今まで**教員が担っていた業務の一部を地域の方へ依頼**。

例

- ・行事（運動会、学校公開、音楽会等）における片付け、保護者の受付・誘導、警備
- ・体力テストや家庭科の実習の補助
- ・校外学習の引率
- ・入学当初の1年生の、登校時・登校後や休み時間の見守り、清掃や給食の補助
- ・保護者懇談の際の児童の見守り
- ・保護者が来校し、児童と共にトイレ清掃を重点的に実施
- ・登下校時のルールや見守りの際の指導の内容について、学校と地域で共に考案
(→業務時間の削減でなくとも、教員にとって大きな連帯感が生まれる)



教職員を交えた拡大学校運営協議会



地域住民による登校時の見守り

成果と今後の展望

- ◆市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめたようになった。
- ◆今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。

4～1月の時間外在校等時間平均のグラフ（戸田南小学校）



R5

R6

CS×働き方改革（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

1 業務内容の棚卸し

► コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に

- 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施
→ 共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討



熟議の様子

2 活動の再整理・再認識

► 熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる

- 一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
- 学校行事「どんど祭り」を、学校運営協議会主催で土曜日に開催
- 運動会を、小・中・地域合同運動会として開催

3 地域と連携・協働した活動

► 保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に

- 休み時間にボランティア（保護者）が校内見守り
- コーディネーターが、不登校児童に対して地域の立場からサポート
- 学校とPTA主催の活動を、親子体験教室として土曜日に開催

CS×働き方改革（東京都杉並区立天沼小学校）

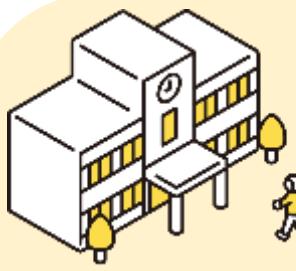
杉並区では、全公立学校で学校運営協議会を設置。学校運営協議会において承認された学校の基本方針のもと、学校支援本部で地域の人々が関わる地域学校協働活動を展開しており、近年は学校の働き方改革に資する活動が充実。

学校運営協議会における棚卸し

学校運営協議会で、協議会委員と教師による熟議を通して、学校の業務・活動等の棚卸しを実施。教師の困り感を共有し、お互いの立場を尊重し合いながら分担等の協力を推進。



地域住民が担う教師の業務負担軽減につながる活動



キャリア教育

天沼会社経営プロジェクト（AKP）
町探検、お店番体験



日本の伝統・文化理解教育
百人一首、伝統和楽器、昔の道具、華道

学習支援

校外活動の引率、1年生サポート、展覧会、音楽会等の行事運営

教育課程外の活動

読書活動（お話し、読み聞かせ）
図書館整備活動、校内掲示

放課後子供教室
あまぬまハッピイくらぶ

協働して行う地域活動

地域食堂キッチンあまぬま、天沼小学校震災救援所

学校運営協議会において、H31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、これまで学校主導で取り組んできた活動内容を検討し、そのいくつかを地域主導に移行した。

学校・学校運営協議会の取組

学校運営協議会で協議し、学校運営協議会の各部会において、既存の学校における取組の中から、地域主導で実施可能な事項について検討を行った。



地域の塾の協力による夏季補充学習



地域住民による挨拶運動



地域の高校と連携した部活動

◆R4年度中に、各部会における以下の取組について、**地域主導による実施を実現**した。

知 → 地域の民間塾や高校（教員・生徒）の協力による夏季休業中の補習

※教員が実施していた補習を地域へ移行

徳 → 地域住民による交通安全運動期間（年4回）の挨拶運動・見守り活動

※教員が当番制で行っていた活動を地域へ移行

体 → 地元の高校生や高校の教員を指導者として部活動に招く

※専門的な指導のできる高校教員・高校生が支援

その他 → 定期テストの最終日に部活動加入生徒を集め、基礎体力づくりの講座を実施（令和4年度実施）

※教員はテストの採点時間を確保することができる

成果と今後の展望

◆地域主導の取り組みに移行したことにより、**活動内容がさらに充実**した。

◆教職員の意識においても、**CSが業務カイゼンに寄与している**ことが顕著に確認された。

教職員アンケート「各種のCS活動によって、教職員の『業務カイゼン』が進んでいる」に対する肯定的回答の割合

R4:100%

R5:100%

学校運営協議会で学校と地域の目標や課題を共有し、地域コーディネーターを中心に住民と協力して解決に取り組むことで、教員の負担を減らし、地域学校協働活動を推進する。

学校・学校運営協議会の取組

＜石巻市立向陽小学校の例＞ 学校の課題解決に向けて

学校運営協議会で課題について話し合い、地域コーディネーターが地域や団体と連携し、解決に向けた地域学校協働活動を行っている。

学校課題の共有と 解決に向けた地域連携

持続可能な学校運営体制の構築

〈主な取組〉

地域人材の活用による 教育活動の充実と負担軽減



1年生サポーター
校外学習に引率しての見守り活動

図書ボランティアによる読み聞かせ

○ 学習支援センター

- ・ 1年生センター
入学当初より新入生の身の回りのお世話を
行う活動（4・5月）
- ・ ミシン指導の補助
高学年の授業（ミシン指導）のサポート

○ 読書活動の推進

- ・ 授業前読み聞かせ
図書ボランティアによる授業前の読み聞かせ
- ・ 国語お話の時間
地域ボランティアによるたっぷり本に親しむ時間
- ・ 図書館開放
ボランティアによる、長期休業中の図書館開放

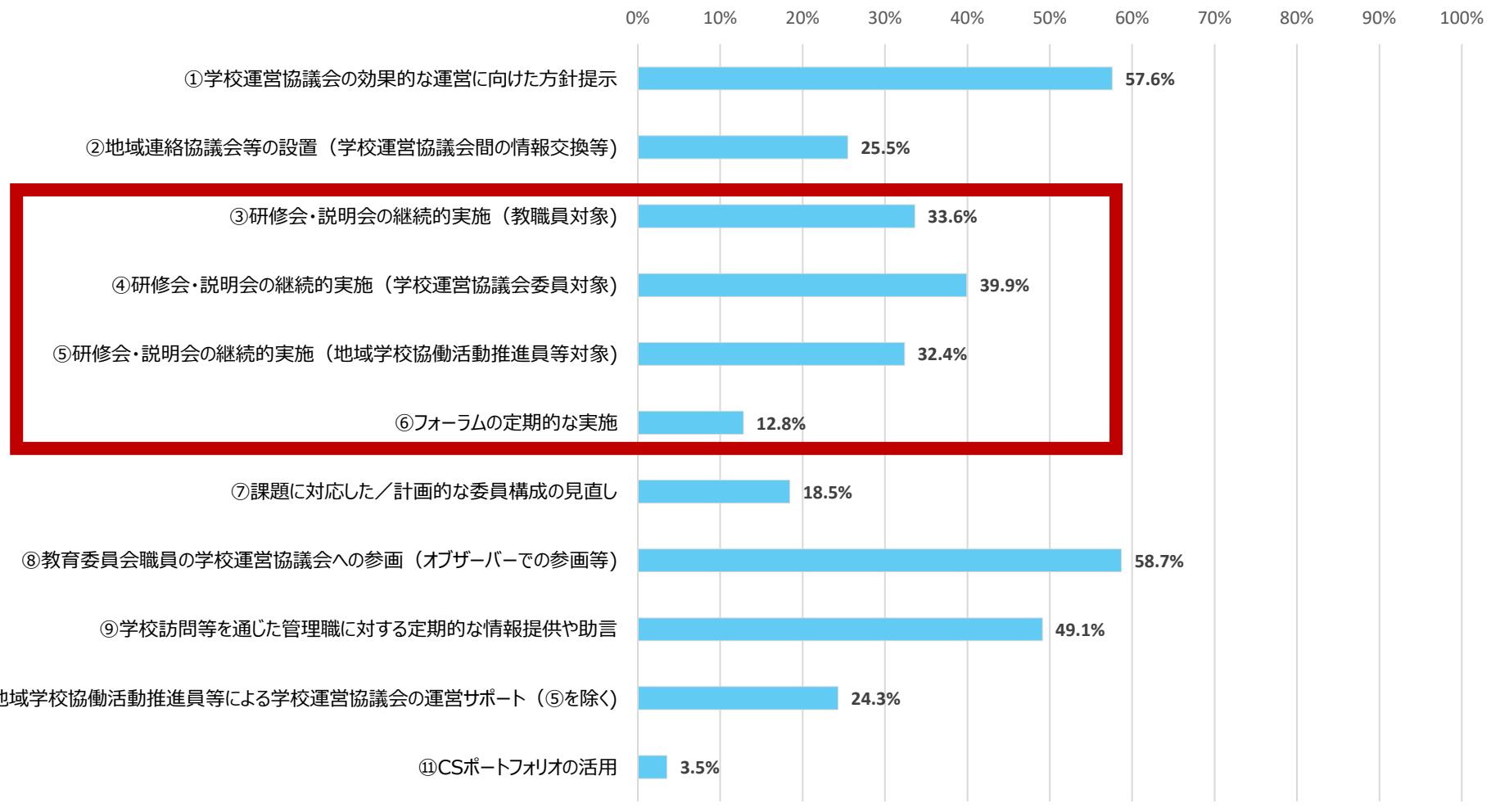
○ 放課後の学習等の活動の場

- ・ 放課後学び教室
毎週木曜日の放課後、地域住民による学習支援と見守り
- ・ 放課後子ども教室
民間団体・地域住民による様々なプログラムの体験活動

成果と効果

- ボランティアとして学校運営に参加する地域住民が増え、学校と家庭、地域が連携して学校づくりができてきている。
- 地域住民が見守り活動や防犯活動に参加することにより、子供たちの地域や住民への認識が高まっている。
- 学校運営協議会で話し合われた課題に対して、学校地域支援コーディネーターをはじめとした委員から地域住民、地域ボランティア等に協力の呼びかけがスムーズに行われ、これまで以上に学校と地域が協働するようになった。

- ・学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査。
- ・『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（オブザーバーでの参画等）』、『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。



コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和7年2月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
(コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等)
- 〔公益社団法人日本PTA全国協議会
- 〔一般社団法人全国高等学校PTA連合会
(PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等)
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
(子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等)
- ・公益社団法人全国公民館連合会
(公民館の普及促進、調査研究等)
- 〔全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- 〔日本教職大学院協会
(教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等)
- 〔全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
(教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等)
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
(幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進)
- ・全日本中学校長会
(中学校教育の振興等)
- ・全国連合退職校長会
(教育の振興、地域の教育・文化の向上等)
- ・全国公立小中学校事務職員研究会
(学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等)
- ・全日本教職員連盟
(教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等)

- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
- ・一般社団法人全国教育問題協議会
(教育に関する調査研究・普及活動等)
- ・公益財団法人日本学校保健会
(子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等)
- 〔公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
(産業教育の振興)
- ・全国専修学校各種学校総連合会
(専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進)
- ・公益財団法人日本漢字能力検定協会
(日本語・漢字に関する普及啓発・支援等)
- ・公益財団法人日本数学検定協会
(数学に関する普及啓発・支援等)
- ・公益社団法人全国学習塾協会
(学習塾業界等の発展と教育の質の向上等)

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
(スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等)
- ・公益財団法人日本ゴルフ協会
(ゴルフを通じた幸福や健康の増進、防災拠点の構築、教育活動の実施等)
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
(運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等)
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
(ラジオ体操・みんなの体操の普及等)
- ・一般社団法人和食文化国民会議
(無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承)

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- ・消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- ・公益社団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- ・全国保育協議会
- ・公益社団法人全国私立保育連盟
- ・社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・健康・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・全国健康保険協会
(保健事業、ヘルスリテラシーの向上、児童生徒の健康意識の醸成 等)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ(一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 令和6年8月の中教審答申では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。

- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的に学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

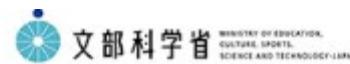
登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国学習塾協会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国学習塾協会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益社団法人全国学習塾協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる 学びの未来 School Home Community



文字

標準

拡大

背景色

標準

黒

青

よくある質問 初めての方へ サイトマップ SNS お問い合わせ 2文字以上のキーワードを入力 検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国の取組事例

企業等による教育プログラム

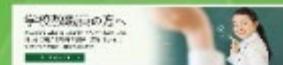
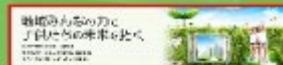
関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索



放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後の子どもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人



②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の待遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

場の確保

人材の確保

適切な利用調整

時期的なニーズの変動等への対応



保護者、児童のニーズや持続可能性を考慮し、地域にある既存施設（**学校施設、公共施設等**）を積極活用

学校施設の積極的活用

学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、**学校内の低学年の普通教室**、特別教室、学校図書館等のタイムシェアや、体育館や校庭等の有効活用、廃校施設を積極的に活用

留意事項

- ・管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項は、自治体の福祉部局及び教育委員会の担当職員において、主体的に覚書、協定書等を作成することにより整備。
- ・資材の一時保管、搬入、教室の原状回復等の新たに発生する対応については、放課後児童クラブの職員をはじめとする学校の教職員以外の者が責任をもって行うことを徹底。

★★★調整が円滑に進まない場合★★★

- 自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定！
⇒**福祉部局及び教育委員会が一体的に対応**
- コミュニティ・スクール等の仕組みも活用！
⇒**保護者等の声（ニーズ）を集約、放課後児童対策に適切に反映**

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

待機児童の解消に向けて、これまで実施してきた「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」「時期的なニーズの変動等への対応」の推進に引き続き取り組む。また、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じて両省庁から積極的に紹介し、活用を助言する（プッシュ型支援）等、自治体へのきめ細やかな支援に努める。

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要がある。ただし、中長期的な視点に立つと、新たな施設整備は維持することの負担が想定される。放課後児童クラブが持続可能なものとなるよう、その整備における基本的な選択肢として、学校施設や公共施設等の既存施設とすることが期待される。自治体によっては、小学校の低学年の普通教室をタイムシェアにより活用したり、中学校や大学施設も活用したりするなど、既存施設の活用が進められている。地域にある資源を積極的に開発していく視点が必要になっている。

保護者及び児童においては、安全・安心で利便性の高い居場所を求める声があるため、自治体においては、まずは、放課後児童クラブを利用する児童が在籍する小学校内の実施について検討を行うことが望ましい。小学校内の施設については、小学校35人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討する必要がある。これらの教室等が活用できない場合は、低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましい。

また、学校外においても利活用できる既存施設等における空間の確保や施設整備も拡充して対応していく。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

③ 学校施設の積極的な活用

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の低学年の普通教室、特別教室、学校図書館等のタイムシェアや、体育館や校庭等の有効活用、廃校施設の活用を図るよう、自治体に検討を促していく。

タイムシェアを進めていく際、学校における働き方改革の観点も踏まえ、教師の新たな負担とならないよう、学校施設を活用する場合は特に次のこと留意することが必要である。

- ・管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項は、自治体内の福祉部局及び教育委員会の担当職員において、主体的に覚書、協定書等を作成することにより整備すること。
- ・資材の一時保管、搬入、教室の原状回復等の新たに発生する対応については、放課後児童クラブの職員をはじめとする学校の教職員以外の者が責任をもって行うことを徹底すること。

なお、学校施設の活用について検討を行う際、福祉部局の担当職員が直接学校の管理職と交渉を行い、調整が円滑に進まない状況になっている自治体があるが、まずは自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定し、福祉部局及び教育委員会が一体的に対応していくことが望ましい。また、コミュニティ・スクール等の仕組みも活用しながら、学校内の教室等の活用を求める保護者等の声を把握し、行政組織へ適切に伝えていくことも必要である。（こども家庭庁・文部科学省）